

視点

ちょっと気になるけれど可愛らしい子



帝塚山大学 心理学部 准教授
式部 陽子

夏になり、子どもたちは、4月からの新しい環境にも慣れ、先生やお友だちとの関係を築いていることと思います。一方で、「落ち着きがない」「何度言っても同じことを繰り返す」「ぼうっとしていることが多い」「ちょっとしたことでかんしゃくを起こす」など、「気になる」子どもたちに関する相談が増えるのもこの時期です。園内で「気になる子」の支援について検討したり、年長児では就学に向けて保護者との面談をしたりする機会も増えることでしょう。

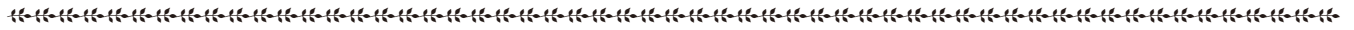
私はこれまで、発達障がいの子の心理臨床を専門として、発達課題のあるたくさんのお友だちやご家族とお会いしてきました。園内研究会や事例検討会に助言者としてお伺いする機会をいただくことも多く、幼稚園の先生方からは、「子どもがなぜその行動をするのか理解したい」「支援が子どもに合っているのかどうかを知りたい」「子どもの様子を保護者にどのように伝えればよいか」といった悩みをお聞きし、共に具体的な支援について考えてきました。

「気になる子」、発達に課題のある子どもの多くは、コミュニケーションの苦手さから、ことばでうまく伝えられずに、困っていることを行動で示すことが多いものです。たとえば、「着替えに時間がかかる」ことは、集中が途切れやすい子どもであれば、子ども本人は注意が途切れることに自分で気づけないので、着替えているつもりでもお友だちの何倍も時間がかかります。感覚に過敏さがある子どもであれば、服が肌に当たる感触が嫌で着替えが辛いこともあります。着替えていたら最後には先生がそばに来て着替えを手伝ってくれた、という子どもにとって嬉しい結果となっていれば、ゆっくり着替えることが、「手伝って」と言うことの代わりになっている可能性もあります。子どもが何を感じ、どのようなことに困っていて、本当は何を伝えたいのか、子どもの

目線で状況をとらえることで、子どもの行動のメッセージを見つけやすくなります。

発達課題の有無にかかわらず、認められ、ほめられることは、自分を大切に想う自己肯定感を保つためにとても大切です。特に、コロナ禍に家庭で過ごす時間が長かった子どもたちにとっては、「これでいいのかな」「こんなときどうしたらいいんだろう」と不安を感じる場面も多いことでしょう。「それでいいよ」「大丈夫だよ」「その調子!」と、あたりまえのように見えることでも、認められ、ほめてもらえることは、大きな安心につながります。

子育てが社会問題となる今、子どもへのかかわりに不安を抱く保護者も少なくありません。「たくさんほめてあげてください」「もっとおうちでかかわってあげてください」といった何気ない声かけが保護者を追い詰めてしまう場合もあります。子どもの良いところなんて何も見つからない、と悩む保護者には、ぜひ、幼稚園のお迎えの時間などに子どもの良いところを具体的なエピソードとして伝えていただきたいと思います。「虫博士だね、と言ったら最高の笑顔でしたよ。」「園庭に虫網を置き忘れていたのですが、『仲良しの虫網くんはどこにいったのかな』と聞いたら、『あっ!』と思い出して急いで網を取りに行き、『忘れててごめんね』と網を撫でていましたよ。優しいですね。』というように。いつもは「また忘れてきたの!」と叱られがちな出来事でも、捉えようによっては、「気になる子」が「ちょっと気になるけれど可愛らしい子」に感じられる日があります。子ども目線で、子どもを理解し、子どもの素敵なところを見つける日々のなかで、保護者とともに子どもの成長を喜び合える時間が増えていくのではないのでしょうか。



自由民主党幼児教育議員連盟幹部の方々と 勉強会を行いました

全日本私立幼稚園連合会

会長 田中 雅道

6月22日に自由民主党幼児教育議員連盟幹部の方々と勉強会を行いました。詳細は別紙のとおりです。その時に話題になったことについてお知らせしたいと思います。

第一には、幼児教育界における人手不足の現状です。新規教員を募集しても応募者が集まらず、地方都市での状況が特に深刻で、採用を人材派遣会社や紹介業者に頼らなければならない状況をお知らせしました。そのような人材派遣会社に支払う金額をそのまま職員に支払えれば、もっと職員の給与を改善できるにもかかわらず、状況は悪化しています。先日、常任理事会でも話題になり、幼稚園免許の臨時免許の活用ができないかという提案があったことを伝え、文部科学省とも協議を重ねていく旨、了解されました。

私立幼稚園に我が子を入園させている保護者は、その園の教育方針に共感して応募されています。その園での生活を経て子どもが卒園した後、園で働きたいと思っている保護者もおられると思います。ただ、その方が、幼稚園免許や保育士資格を保有しておられれば問題はないのですが、何の免許も持っておられなかった場合、すぐに採用することは困難です。しかし、例えば、採用後幼稚園免許取得を目指して、通信教育で免許を取得しようと思っていたら、その活動を園が支援し、免許取得までは臨時免許での採用はできるのではないかと考えています。キャリアアップのための補助は様々な活

用され始めています。新卒者を募集して採用活動を行ってきた従来の方法だけでは人が集まらないのであれば、自園で人材を育成していく発想を持てば道が開けてくるのではないかと考えています。具体的な方法を文部科学省とも協議を重ね、各園へ提案していければと思っています。

もう一つは、保育所の空き教室等を利用した「こども誰でも通園制度」についてです。こども家庭庁がモデル事業を展開していますが、満3歳未満児を週1回か2回施設に預けて、親が帰ってしまえば、子どもは安定するはずがありません。最初は親子登園などの柔軟な制度設計が必要なのですが、実際は要綱が独り歩きしていて実態と離れた事業展開がされています。

連合会が、緊急に各幼稚園での未満児保育の実態調査をお願いしたところ、加盟園の約3分の1の園から回答いただき、多くのデータが集まりました。特に私立幼稚園・私立幼稚園由来の認定こども園では、すでに97%の園が、補助があるかどうかに関係なく未満児の子育て支援を実施しています。親子登園などの様々な実態を報告し柔軟な制度設計になるよう強く要望しました。

各園の園長先生方から、自由民主党国会議員の方々に幼児教育議員連盟に参加いただき、上記の様な勉強会の内容が実現できるよう働きかけて頂きますようお願いいたします。

自民党幼児教育議員連盟勉強会が開催

令和5年6月22日（水）衆議院第二議員会館の第六会議室において、自民党・幼児教育議員連盟の幹部と全日本私立幼稚園連合会との勉強会が開催され、活発な意見交換が行われました。出席者は下記のとおりです。

〈幼児教育議員連盟〉

会長 / 中曽根弘文先生（群馬）、幹事長 / 山本順三先生（高知・徳島）、副会長 / 遠藤利明先生（総務会長・山形1区）、副会長 / 山谷えり子先生（全国比例）、副会長 / 柴山昌彦先生（埼玉8区）、事務局次長 / 亀岡偉民先生（東北比例）、事務局次長 / 森屋宏先生（山梨）、幹事 / 青山周平先生（東海比例）、幹事 / 清水真人先生（群馬）。

〈全日本私立幼稚園連合会〉

会長 / 田中雅道、副会長 / 尾上正史、政策委員長 / 水谷豊三、事務局長 / 伊豆島明
〈文部科学省初等中等教育局幼児教育課〉
課長 / 藤岡謙氏、専門官 / 櫻井綾乃氏、企画官 / 横田愛氏、課長補佐 / 渡部剛士氏

勉強会は、森屋事務局次長の司会により開会され、最初に中曽根会長から丁寧な御挨拶がありました。続いて、田中会長からは日頃のご支援に感謝する旨の挨拶に続けて「未就園児保育事業」については、すでに9割近くの幼稚園が実施している実態を説明し、子ども家庭庁が実施しようとしている、いわゆる「子ども誰でも通園制度」については、子どもの育ちを中心にした、本当に親が望んでいる形で実施しできるように親子登園を認める等、補助要項ありきではない、弾力的な運用」を強く求めました。

さらに田中会長から、待機児童対策の時代には子どもの育ちや教育の質の議論がなされてこなかったが、今後はそうしたことに焦点を当てた取り組みが大切になるということも訴えられ、中曽根会長をはじめ議連の皆さんも同意され理解を深められていました。

また、水谷から次頁の資料（当日の関連資料については下記QRコードを参照してください。また、資料の詳細な解説等につきましては、P.14の今月のトピック2をご覧ください。）に基づいて、連合会としての要請活動を行いました。

参加議員からは「人手不足」「幼児教育振興法」「地域間格差」「幼児教育センター」「認定こども園との関係」など、多岐にわたって活発な発言や提言があり、盛会のうちに閉会となりました。

最後になりましたが、議員連盟に提出する資料作成等のため、短期間に多くの園にご協力いただきましたことを感謝いたしますとともに、今後とも政策提言のためには「エビデンス」が必要となりますので、引き続きご協力のほどをお願い申し上げます。
（政策委員長・水谷豊三）



自民党幼児教育振興議員連盟
勉強会（関連資料）



令和5年6月22日

全日本私立幼稚園連合会
会長 田中 雅道

～自民党幼児教育議員連盟 勉強会資料～
幼児教育の振興に向けた課題及び今後の在り方について

1. 現状と課題

◇ 出生数の低下

合計特殊出生率 1.26(2022年)

◇ 保育需要

女性就業率の上昇により、最年少の子どもが就学前の家庭における3分の2が共働き家庭。

◇ 待機児童の減少と無園児への対応

2022年における待機児童数は3,000人を下回り、保育所等で空き定員が増加の一方、182万人の無園児への対策が急務。

◇ 「保幼小の架け橋プログラム」(文科省)の取り組みが各地域で鈍い 積極的に推進する市町村教育委員会は少ない。

◇ 幼稚園の認定こども園化を認めない自治体への懸念

保育所に通えなかった子供すべてが保育所を利用できる状況になることで、幼稚園は認定こども園への移行を希望する場合でも、市町村において移行が認められずに、閉園を余儀なくされることもある。

◇ 無償化の単価増が必要

令和元年10月の無償化以来、人件費・物価ともに約1割は支出増となっているが収入は据え置きとなっており利用者への実費徴収負担増につながる。

2. 今後のあり方

～質の高い幼児教育の実現～

◆保護者が信頼して子供を預けられる質の高い幼児教育の提供を実現。

◆地方自治体が家庭と結びつける機能を果たす。

幼児教育の意義や効果を発信し、理解を促進することも重要。

<具体的な施策>

【無園児へ保育の場を提供】

◇無園児と幼稚園

子育て支援という観点に加えて、幼児教育施設の専門的な知見を生かしつつ、全国182万人の無園児に対し乳児期からの学びの連続性に配慮した質の向上を図ることが必要。

※私立幼稚園の3歳未満児の未就園児保育や親子支援は、実際には永年に亘り多くの実績がある。 (資料1)

「こども誰でも通園制度」では幼稚園も受入れ施設の対象とし、基礎自治体間で対象施設の差が生じないように配慮が必要。

実施にあたって、必要な人材確保や施設整備も併せて実施することも重要

【教育の一貫性 継続性】

小学校以降の教育を見据えた幼児教育の実施

文科省は「保幼小の架け橋プログラム」は幼保共通で令和4年度から3か年程度を念頭に小学校は「スタートプログラム」幼保は「アプローチプログラム」を作成し連携・推進することとしている。 (資料2)

しかし、実際は積極的に推進する教育委員会は少ない。小中連携や一貫教育に重きが置かれている傾向もあり、低学年を中心に全国的にこのプログラムを推進する流れが必要。

【各幼児教育施設の評価】

幼児教育の質を保障する外部評価

幼児教育施設が質の高い幼児教育を実践する施設であることを客観的かつ適切に評価され、対外的に公表されることが重要。

具体的には、国において客観的な評価指標を設定し、国が認定した機関においてその指標に基づき各幼児教育施設を評価し、結果を公表する仕組みを構築することが必要。 (資料3)

【国の責務】

政策形成及び対外的発信のためのエビデンス

国においては、客観的なデータやエビデンスに基づき、幼児教育の振興に関する政策を企画立案・実施する。

そのため、教育活動や教育環境等が子供の将来にもたらす影響に関する調査研究を実施し、国民に対してその成果等を発信することが必要。

(資料 4)

認定こども園への移行

私立幼稚園の約6割が認定こども園ならびに施設型給付園に移行・手続き中。

私立幼稚園の約4割は私学助成園であるが、施設型給付への移行を検討している園もある。

しかし、待機児童数が減少する中、認定こども園への移行を認めない基礎自治体も一部あるため、認定こども園へ移行を希望する私立幼稚園の活用を積極的に進めていく必要がある。

(資料 5)

無償化の単価増

1号認定児の場合、25,700円/月が令和元年10月から据え置かれている。その間、物価・人件費ともに上昇し、平均的に少なくとも10%の支出増になっている。

つまり、10%の2,570円/月の保育料の値上げにより、保護者の負担が増えてしまう。

(資料 6)

【地方自治体の責務】

地方自治体における幼児教育推進体制の強化

地方自治体においては、質の高い幼児教育を提供できるよう、幼児教育センターの設置やアドバイザーの配置等により地域の幼児教育推進体制の強化を図ることが必要である。

保護者の経済的負担に配慮した、質の高い子育て支援サービスの提供

在宅で子育てをする家庭の保護者のニーズも踏まえて、幼稚園が地域における幼児教育の拠点かつすべての子育て家庭に開放された社会的な居場所としての役割を発揮し、子育て家庭に過度な金銭的負担を強いることなく質の高い子育て支援サービスを提供することが必要。

令和 4 年度事業報告・決算などを承認

6月14日(水)、東京・グランドヒル市ヶ谷において全日本私立幼稚園 PTA 連合会の令和5年度常任委員会が開催され、委員18人が出席しました。

はじめに、月本喜久全日私幼P連会長から開会のことばがあり、遠藤利明衆議院議員・全日私幼P連副会長ならびに山本順三参議院議員・全日私幼P連副会長からあいさつをいただきました。

その後、議長に月本喜久・全日私幼P連会長を選出し、議事に入りました。

議題(1) 令和4年度事業報告案及び収支決算書案の件

令和4年度事業報告案及び収支決算書案について、全日私幼P連事務局から説明がありました。続いて宮地監事から監事報告があり、満場一致で承認されました。

議題(2) 令和5年度事業計画案・収支予算案の件

令和5年度事業計画案・収支予算案について、全日私幼P連事務局から説明がありました。質疑応答を行い、満場一致で承認されました。

最後に、大越誠之・全日私幼P連副会長から閉会のあいさつがあり、本総会を終了しました。



遠藤利明 衆議院議員・全日私幼P連副会長



山本順三 参議院議員・全日私幼P連副会長

クラスや園のみんなで楽しめる

アプリがチャイルドブックから登場!



からダウンロード



で手に入れよう

ダウンロード無料

お誕生日会に

生活指導に



絵本の
読み聞かせに

いっしょによむぞう サブスクリプション料金

特別価格
1アカウント/月額プラン 5,500円(税込)
1アカウント/年額プラン 55,000円(税込)

※チャイルドブック担当営業員を介してご購入いただいた場合の価格です。

初回会員登録限定 **30日間無料体験実施中!** 対応OS iPad OS 14以降 Android 5.0以降

会員登録した日から30日間無料ですべての機能をご利用いただけます。ぜひ、この機会にお持ちの端末でお試ください。

iPadは
こちらから



Androidは
こちらから



〒112-8512 東京都文京区小石川 5-24-21
TEL 営業 03-3813-2141 編集 03-3813-3785

チャイルド本社

委員会委員変更の審議・法人化等を協議

6月16日（金）、東京・グランドヒル市ヶ谷において常任理事会が開催され、31人が出席しました。

はじめに、尾上正史副会長から開会のことばがあり、引き続き、田中雅道会長からあいさつがありました。

その後、議題に入り、議長に松岡明範副会長（愛知県）が選出され、議事録署名人に船田弘和氏（栃木県）、水越省三氏（愛知県）が選出されました。

■審議案件（1）委員会委員の変更の件

教育研究委員会の委員変更について、福井徹人総務委員長より、足立正和氏（愛知県）の提案があり、審議の上、満場一致で承認されました。

■協議案件（1）法人化の件

全日本私立幼稚園連合会の法人化について、はじめに事務局より説明があり、内野光裕副会長から補足説明がありました。今後も継続して協議を重ねていくべき重要課題として、常任理事の先生方による活発な意見交換が行われました。

■協議案件

- (2) こども誰でも通園制度 および
- (3) 人材募集の件

水谷豊三政策委員長より説明があり、田中雅道会長より協議を重ねていくべき課題として補足説明があり、活発な意見交換が行われました。

■報告案件（1）（一財）全日私幼研究機構からの報告

安家周一理事長より実践学会が3年ぶりに開催される事とならびに研修ガイドブックの改訂について状況報告がありました。また加藤篤彦専務理事より、幼稚園ナビにかわるシステムについての状況報告がありました。

■報告案件（2）会務運営報告の件

各委員会委員長から、会務運営について報告がありました。

最後に、畠山一雄監事より監事所感を行い、角谷正雄副会長から閉会のことばが述べられ、閉会となりました。

（総務委員長・福井徹人）



ホーネット 車内置き去り防止システム

カーセキュリティ機能付き車内置き去り防止システム

- エンジン停止後にブザーが鳴ります。
- 見回りながら後部に設置したリモコンボタンを押してブザーを止めます。

車内センサーが人の動きや振動を検知してアラームでお知らせ！

アラーム音

標準セット

- 超音波センサー
- 2段階衝撃センサー

車両の位置情報や移動履歴などをスマホやPCで管理できます。

通報メール
(5カ所)

運用管理画面

緊急通報

アナログによる
ヒューマンエラー
防止

デジタルによる
見守り

株式会社 **チャイルド社** コンピュータ部

〒167-0052 東京都杉並区南荻窪4-39-11
ホームページ：<https://www.child.co.jp/>



受配者指定寄付金制度を利用して、学校法人立の私立幼稚園へ寄付を行うと、寄付者（企業・法人）は法人税法上の優遇措置として**全額損金算入**することができます。

ご利用には一定の要件があります。詳細については、「**受配者指定寄付金事務の手引**」をご覧ください。

参照：私学事業団ホームページ[助成業務のご案内] ▶ 受配者指定寄付金 ▶ 受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」

ご不明な点など、下記までお気軽にご相談ください。

日本私立学校振興・共済事業団
助成部 寄付金課
〒102-8145
東京都千代田区富士見 1-10-12
TEL 03-3230-7317 ~ 7318
e:mail kifukin@shigaku.go.jp
HP-URL <https://www.shigaku.go.jp/>

受配者指定寄付金制度

をご利用ください

寄付金募集の際には日本私立学校振興・共済事業団の

はじめてみませんか 寄付金募集

寄付募集の情報を掲載しませんか

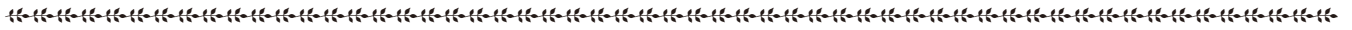
私立学校寄付金ポータルサイト
<https://kifu-portal.shigaku.go.jp>

- ・園の特色や所在地など、寄付者の視点で情報を検索できるサイトです。
- ・掲載方法等は左記までお問い合わせください。



アクセスはこちら→

※子ども子育て支援施設（学校法人が設置する幼保連携型認定こども園）支援のための寄付金もこちらの制度の対象となります



私立学校法の改正について

文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課
課長補佐 片見悟史

「私立学校法の一部を改正する法律」が令和5年5月8日に公布されました。私立学校法制定以来の大規模な制度改正であり、全ての学校法人が寄附行為を変更する必要が生じるものとなっています。文部科学省において説明会の開催などを随時行っており、既にご存じの方も多いと思いますが、今回は改正のポイントを分かりやすくお伝えできればと思います。

法律の概要は資料1をご覧ください。今回の制度改正は、我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正となっています。ポイントは大きく2つあり、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」と「建設的な協働と相互けん制」です。

「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」とは、具体的には、これまでの私立学校法では、「執行＝

監視・監督される側」である理事会と、「監視・監督する側」である監事や評議員会が明確に分離されていなかった点について、ガバナンスの観点から一層の適正化を図るというものです。また、「建設的な協働と相互けん制」とは、監視・監督する側とされる側が、相互にけん制しあいながらも、建設的に協力し、時には議論しあい、充実した納得感のある学校法人運営を目指そうというものです。

【資料1】

私立学校法の一部を改正する法律の概要

趣旨

我が国の公教育を支える私立学校が、社会の信頼を得て、一層発展していくため、社会の要請に応え得る実効性のあるガバナンス改革を推進するための制度改正を行う。
幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図るため、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度に関する規定や、理事等の特別背任罪等の罰則について定める。

概要

「**執行と監視・監督の役割の明確化・分離**」の考え方から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、私立学校の特性に応じた形で「**建設的な協働と相互けん制**」を確立。

1. 役員等の資格・選解任の手続等と各機関の職務・運営等の管理運営制度の見直し

① 理事・理事会

- 理事選任機関を寄附行為で定める。理事の選任に当たって、理事選任機関はあらかじめ評議員会の意見を聴くこととする。(第29条、第30条関係)
- 理事長の選定は理事会で行う。(第37条関係)

② 監事

- 監事の選解任は評議員会の決議によって行い、役員近親者の就任を禁止する。(第31条、第45条、第46条、第48条関係)

③ 評議員・評議員会

- 理事と評議員の兼職を禁止し、評議員の下限定数は、理事の定数を超える数まで引き下げる。(第18条、第31条関係)
- 理事・理事会により選任される評議員の割合や、評議員の総数に占める役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設ける。(第62条関係)
- 評議員会は、選任機関が機能しない場合に理事の解任を選任機関に求めたり、監事が機能しない場合に理事の行為の差止請求・責任追及を監事に求めたりすることができることとする。(第33条、第67条、第140条関係)

④ 会計監査人

- 大学・高等専門学校を設置する大臣所轄学校法人等では、会計監査人による会計監査を制度化し、その選解任の手続や欠格要件等を定める。(第80条～第87条、第144条関係)

2. 学校法人の意思決定の在り方の見直し

- 大臣所轄学校法人等においては、学校法人の基礎的変更に係る事項(任意解散・合併)及び寄附行為の変更(軽微な変更を除く。)につき、理事会の決定に加えて評議員会の決議を要することとする。(第150条関係)

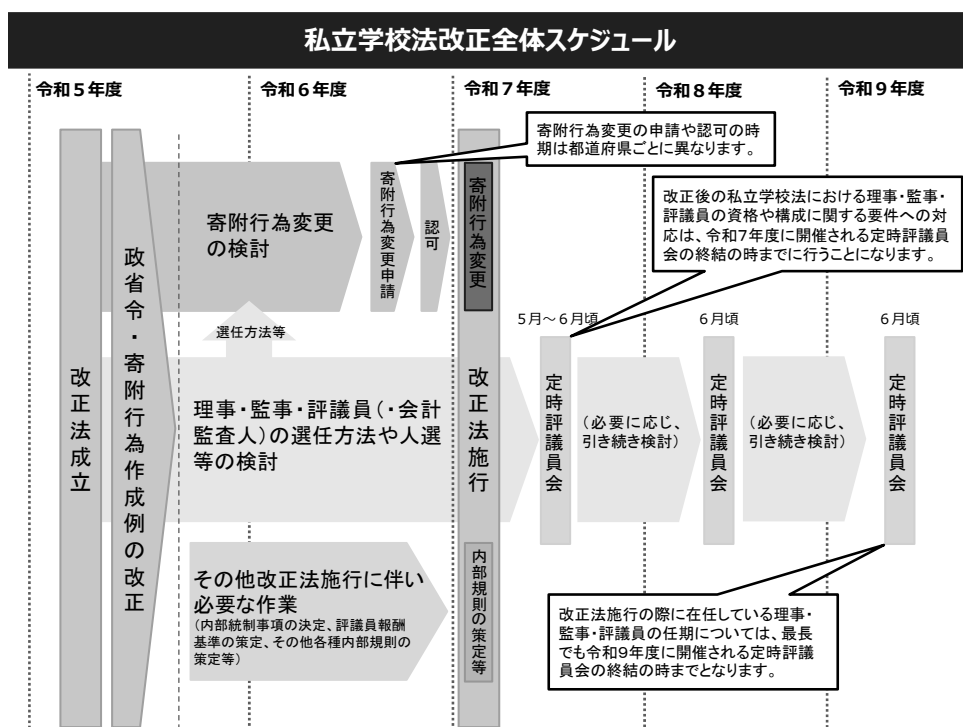
3. その他

- 監事・会計監査人に子法人の調査権限を付与する。(第53条、第86条関係)
- 会計、情報公開、訴訟等に関する規定を整備する。(第101条～第107条、第137条～第142条、第149条、第151条関係)
- 役員等による特別背任、目的外の投機取引、贈収賄及び不正手段での認可取得についての罰則を整備する。(第157条～第162条関係)

施行日・経過措置

令和7年4月1日(評議員会の構成等については経過措置を設ける)

[資料 3]



新制度開始までのスケジュールについては資料 3 をご覧ください。現在、文部科学省では、政省令や寄附行為作成例の改正の検討を進めており、出来る限り早期にその内容をお示しできるようにしたいと考えています。今後、これらの改正を受け、各都道府県において都道府県独自の寄附行為作成例や寄附行為変更認可のための審査基準の改正などの必要な対応が行われた後、各学校法人において寄附行為変更の申請を行い、認可を受けるという流れになります。改正法の施行は令和 7 年 4 月 1 日になりますので、それまでに全ての学校法人が寄附行為の変更を行っていただくことが必要となります。

寄附行為変更の申請の具体的なタイミングは都道府県によって異なりますが、文部科学大臣の所轄する学校法人については、令和 6 年度の秋から冬にかけて申請を行っていただくようなスケジュールを考えています。

また、今回の制度改正では、理事・監事・評議員の資格・構成に関する要件や選任・解任の方法が大きく変更されます。そのため、各学校法人においては、令和 7 年度以降の理事・監事・評議員の選任・解任方法を具体的にどのようなものとするのかということや、新制度の資格・構成に関する要件や役員の任期等を踏まえ、現在の理事・監事・評議員について、誰にどのタイミングで退任していただくのか、その後候補者は誰にするのかといった検討につい

ても行っていただく必要があります。

なお、新制度への移行に際しては、改正法施行の際に在任する理事・監事・評議員に関する経過措置が大きく 2 つ設けられています。

1 つ目は、新制度における理事・監事・評議員に関する資格・構成に関する要件については、改正法の施行日である令和 7 年 4 月 1 日ではなく、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から新制度に切り替わるというものです。したがって、各学校法人においては、新制度に対応するため新たな理事・監事・評議員を選任する必要がある場合には、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までに対応を行えばよいこととなります。

2 つ目は、施行の際に在任する理事・監事・評議員の任期についてです。これらの者の任期については、①現行の任期が満了する日、②令和 9 年度の定時評議員会の終結の時、のどちらか早い時までが任期となります（ただし、前述したとおり、新制度における理事・監事・評議員に関する資格・構成に関する要件は令和 7 年度の定時評議員会の終結の時から新制度に切り替わりますので、これらの要件を満たさない者については、令和 7 年度の定時評議員会の終結の時までに選任・解任を行う必要があります）。



各学校法人の検討に資するよう、資料4のとおり、説明資料や説明動画を文部科学省のホームページに掲載しており、説明資料の後半部分には改正後の条文ごとのQ & Aも掲載し随時更新しています。また、お問合せフォームも開設しており、都道府県知事が所轄する学校法人からのお問合せも受け付けています。

施行までにまだ1年半以上あるため、時間に余裕があるようにも思えますが、各学校法人において検討いただかなければならない点は多岐にわたる上、理事・監事・評議員の人事にも関わることにもなるため、出来る限り早いうちから具体的な検討を始めていただくようお願い致します。

検討を行う中で判断に迷う点も数多く出てくるこ

とがあると思います。特に現行の仕組みを大きく変えることになるような決断には及び腰になってしまうことであろうかと思いますが、その際には、この制度改正が、学校法人が社会の信頼を得て一層発展していくためのものであり、そのためには学校法人自らが主体性をもって積極的にガバナンス改革を行って行くべきであるということ、また、ガバナンス改革自体は「目的」ではなく、教育の質を向上させるための1つの「手段」であるということを踏まえ、是非前向きな検討を行っていただければ幸いです。各学校法人において適切な判断がなされるよう、文部科学省としてもしっかりサポートしてまいりますのでどうぞ宜しくお願い致します。

[資料4]

文部科学省HP：私立学校法の改正について（令和5年改正）

文部科学省HPに改正内容に関する説明動画・資料を掲載しました。

令和5年通常国会において成立した「私立学校法の一部を改正する法律」の内容について理解を深めていただくため、**文部科学省ホームページに説明動画及び資料を掲載**しました。Q&Aについては、掲載している「私立学校法の改正に関する説明資料」の後半部分に掲載しております。

また、問い合わせ窓口として「**私立学校法の改正に関するお問合せフォーム**」を開設しておりますので、ご質問等があれば、そちらからお送りください。

▶説明動画・資料を掲載しているページ(※)はこちら ↓ ※私立学校法の改正について（令和5年改正）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→

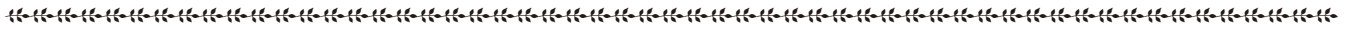


▶私立学校法の改正に関するお問合せフォームのURLはこちら ↓

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=sBBYVMs2kEKJkjbwPnpL7H5LHDc2UIOkXPxBnMKJsFUQzRFRVQ5NVJVUU9VMVVBTENPMEZEMzVRUy4u>

※こちらのQRコードからも御確認いただけます→





「未就園児保育にかかる調査」御礼と報告

全日本私立幼稚園連合会
政策委員会委員長 水谷 豊三

【回答園数】

去る6月11日に「未就園児保育にかかる調査」を依頼させていただきましたところ、わずかの期間にも関わらず2,527園（有効回答2,488園）からのご回答をいただきありがとうございました。

これは全日本私立幼稚園連合会の全加盟園の約1/3に当たる園数です。

【自民党勉強会に活用】

いただいたアンケート調査結果をもとに、6月22日（火）に開催された自民党幼児教育振興議員連盟の勉強会において大いに活用させていただくことができました。

この勉強会のご報告につきましては本紙3ページをご覧ください。

【本調査の目的】

「異次元の少子化対策」の政策のひとつとして「子ども誰でも通園制度」が本年6月1日に発表され2024年度からはこの制度のモデル事業が展開されるとのことです。

今年度は「令和5年度保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」が実施され31市町村50施設で実験的なモデル事業による検証が進められています。

私たち幼稚園はこの「異次元の少子化対策」の流れにどう対応していけばよいかについて、各地域の未就園児事情に合わせて考えていかねばなりません。

そのためには、全国の幼稚園は何を感じ、何を考えているか、そしてエビデンスとしての未就園児事業の実態はどのような状況なのかについて把握する

必要があると考えました。

各地域の振興対策にこの調査結果を活用していただき、未就園児事業が各地域に応じた形で展開されていくことを願っています。

【調査結果資料の見方と分析】

次頁右下のQRコードですべての調査結果と分析がご覧いただけます。表にまとめてありますが以下のカテゴリーごとに簡単にご説明いたします。

①分析 ※重要

資料の冒頭にすべての調査の分析を項目ごとにまとめてあります。（必ずご一読ください。）

そしてアンケート項目ごとの数値を表とグラフにしています。

地元の議連や首長向けの要望にご活用ください。

②制度について

今回の調査では、未就園児事業について文書によるご意見を募りました。

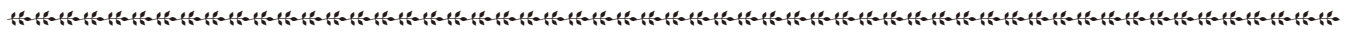
そのすべてがまとめてあります。

未就園児事業に対して賛成・反対のどちらについても意見が出ていますので整理してまとめた表も作成しました。（自民党勉強会関連資料の最後に記載している円グラフです。）

③実施数グラフ・実施率グラフ

未就園児を満年齢で募集している園と学齢で募集している園の数を区別して整理し棒グラフにまとめてあります。

また表の左に記載している1～5の数字は、1は週1日利用だけの園、5は週1日～5日まで利



用できる園としてまとめました。

④自民党勉強会 0626

これは自民党勉強会（6/22）に提供した資料を、その後の回答も加えて6/26時点の数字に置き換えたものです。6/22 有効回答 2178 → 6/26 有効回答 2488

この資料が各地域の議連等が活用しやすい表・グラフではないかと思えます。

〔主な分析〕

分析の主なものを以下に解説いたします。

◆未就園児事業実施数 について【資料3、①②】

有効回答 2,488 園の内、未就園児事業を実施している園は実に 2,231 園で、約 9 割の園が既に実施しています。自民党議連の皆さんも感心しておられました。

また実施している事業は 2,331 園で 9,747 事業も実施しており、1 施設平均 4.4 の子育て支援事業を実施しています。

また満 3 歳未就園児クラスの実施に関しては、全類型では施設の 945 施設が実施しており、2 歳未就園児クラスの実施に関して、全類型では施設の 1064 施設が実施しています。

◆子どもだけが通う事業 について

多くの園ではなく 11.4% の園が子どもだけが通う事業を実施しています。

この数字は私立幼稚園の多くが週に 1～2 回通う事業について子どもが慣れにくく難しい事業展開であることを実感している、という見方をしているとも言えます。

自民党勉強会でもこういうスタイルは子どもにとって負担が大きいと思われるということを伝えました。

◆実績があります について【自民党勉強会関連資料 P4】

何年も前から幼稚園は未就園児の子育て支援を実施しているという実績をわかりやすく「見える化」しています。

地元自治体や議員・首長にもこの事実を伝え、私立幼稚園の子育て支援の実績を伝えていきたいと思います。

う。

（令和 4 年度の 1 施設当たり参加のべ人数平均）【資料 8】

令和 4 年度の 1 施設当たり平均の延べ利用こども数は 547.2 人となっている。

類型別では私学助成園 675.6 人、幼保連携型認定こども園 534.7 人、幼稚園型認定こども園 466.6 人、施設給付型幼稚園 432.5 人となっており、私学助成園がもっとも利用延べ人数が多い。

◆担当職員数について【資料 9】

有資格・無資格を含め、常勤・非常勤の担当職員数合計は、全施設種別の平均として約 3.6 名雇用されていました。

補助金が出ない環境のもとでも、平均 3.6 名の雇用が実績として示されているのは、施設側の相当な努力の賜物と言えます。こういう実態は地元自治体や議員の皆さんに伝えたい実績です。

◆制度について 政策に関する自由記載回答分析から【自民党勉強会関連資料 P.6】

未就園児事業の政策については 75% の園が賛成しています。そして反対は 14% です。

しかし、賛成・反対のいずれの意見も課題と心配を抱えています。

大きなものとしては人材確保や人件費・補助金への懸念です。

また、3 歳未満のこどもが親から離れて保育を受けることの意義があるのか。家庭の教育力の低下につながらないかという懸念についても意見が上がっていました。

〈調査結果資料〉

（注：閲覧期間は 9 月末までです）



〈自民党勉強会関連資料〉

（注：本紙 P.3 と同じものです）



令和4年12月号より、西九州大学短期大学部幼児保育学科教授の牛丸和人氏による年間連載を開始いたします。発達段階に応じた造形（表現）教育等を専門分野とし、教育者でありながら画家としても活躍されている牛丸先生の連載より、幼児教育への理解を深める機会にさせていただきたく幸いです。

子どもは静かに溺れる

西九州大学短期大学部
幼児保育学科教授 牛丸 和人

1 水の事故への警戒

コロナ禍も収束傾向にあり、対面での活動が広がり始めています。各園でも今年の夏は子どもたちに思いきりプール遊びを体験させようと思われている園長先生もいらっしゃることでしょう。そのような中、子どもたちを水の事故から守るための手立てを今一度ご確認いただければと思います。

2 子どもは静かに溺れるという認識

子どもの水の事故の特徴の一つが「保育者や保護者が傍にいたにも関わらず溺れたということです。そこには、子どもが溺れる際の行動への大人側の勝手な思い込みがあるとも言われています。実は私もその一人でした。ドラマやアニメ等で子どもが溺れるシーンでは、子どもがバシャバシャと水しぶきをあげたり「助けて」と大きな声で叫んだりしていることが多いですね。しかし実際には子どもたちは静かに沈んでしまうことがほとんどなのだそうです。溺れている状況を理解できなかつたり息を吸うのに

精一杯で声を出せなかつたりしながら静かに沈む、これを本能的溺水反応と言うそうです。「まさかこんなに浅いプールで」「ちょっとの間ならかまわないだろう」「これまで大丈夫だったし」といった思い込みや油断が、重篤な事故につながったケースが少なくありません。子どもから片時も目を離してはいけないということを再認識しておきたいものです。

3 園内での水難防止対策

近年の園内での事故事例を見てみましょう。
○3歳の男児が水深20センチのプールで溺死。事故当時、幼児11人に対し保育者が1人で監視を担当。園内には適切な救命処置を行える保育者がいなかった。また「緊急時の対応手順マニュアル」の作成や共有もされていなかった。

出典：消費者安全法第23条第1項に基づく事故等原因調査報告書（消費者安全調査委員会）

このような事故を受けて文部科学省は以下のように



遊具：HOUSE

未来は、あそびの中に。

偉大なる発明も、世界を変えた公式も、
あそびから生まれた。

あそびは、すべての創造の源です。

あそぶ力を伸ばすことは、未来を切り拓くこと。

創造力をのばす。共感力をはぐくむ。ルールをまなぶ。

あそびから、こどもは無限の力を羽ばたかせていく。

あそびの環境に、あざやかな驚きを。

私たちは、未来をつくる仕事です。



JAKUETS

な水難事故対策を求めています。

○監視業務と指導業務の役割分担

・監視をする保育者と指導をする保育者を複数で分担する。

○安全を優先する認識の共有

・監視中には別の仕事を頼まない。

○異常の早期発見への工夫

・子どもの水着や帽子はできるだけ目立つ色にする。

・一回の水遊び時の人数を制限する。

○救命処置の徹底

・プールサイドに救命処置の方法を書いたパネル等を設置する。

○応急手当等の講習

・応急手当、AEDの使い方、心肺蘇生技術等の講習の場を設ける。

日々の様々な業務に忙殺されそうな園の現場ですが、お預かりしている子どもたちの命を守るための対応をぜひお願いします。

4 水難事故防止は保護者と共に

言うまでもなく、水難事故は園内だけで発生するわけではありません。家庭用のビニールプールやお風呂でも起きています。また遊びに出かけたプールや河川、海でも毎年水難事故が発生しています。この時期、園と保護者とが危機管理意識を共有して、子どもの命を守ることが肝要でしょう。当たり前のことですが、スマホをいじったり、飲酒したりして

いると事故の発見は当然遅れます。一緒に遊ぶことが最大の見守りになるということも保護者の皆さんにお伝えください。

消費者庁のHPには風呂での水難事故防止のために以下のような具体的な手立てが示されていますのでポイントを紹介します。

【風呂での事故防止】

○大人の洗髪時は子どもを浴槽から出す。

○大人が先に入り子どもを先に出す。

○子どもだけで入浴させない。

○子どもが小さいうちは浴槽の水を抜く。

○風呂場前にベビーゲートを設置する。

【洗濯機での事故防止】

○洗濯機にはチャイルドロックをかけて蓋を開けられないようにする。

【プール・河川・海での事故防止】

○ライフセーバーや監視員等適切な安全管理がなされている場所を選ぶ。

○遊泳エリアを確認し、子ども用ライフジャケットを着用させる。

出典：消費者庁「御家庭内での子どもの溺水事故に御注意ください！」

5 子どもにも水の怖さを教える

水難事故防止のために私たち大人が気をつけることは勿論ですが、子どもたちにも水の怖さを教えたり、万が一のために着衣泳訓練を取り入れたりすることも危機管理には必要だと思っています。

園長も職員も、みんなで学べる・話せる誌面をお届けします

みんなでつくる園の未来！

保育ナビ

「こどもまんなか社会」に向け、選ばれる魅力ある園づくりに役立つ、「国の動き」「人材育成」「園経営」「保育内容」「子どもの姿ベースの指導計画」「乳児保育」「小学校との接続」など必須の情報をお届けします。

B5判 72ページ 定価 1,200円 (本体 1,091円+税 10%)

「ICT活用術」
「働き方改革」など、
注目テーマも掲載！

誌面と
連動した動画を
毎月配信！

本社：〒113-8611 東京都文京区本駒込 6-14-9 <https://www.froebel-kan.co.jp>
ご注文・定期購読のお申し込みは 03-5395-6608 子育て支援事業部 営業推進チームまで

キンダーブックの **フーベル館**



一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構からのお知らせ

令和4年度(一財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の決算を収支計算書で示します。処遇改善加算Ⅱの研修時間の段階的要件化の初年度とのことから多くの方にオンデマンド研修を受講いただきました。また、当年度は補助金と多額の寄付金をいただいた結果、繰越金が増額しました。

なお、令和5年度においては、4年ぶりに対面にて幼児教育実践学会を開催致します。対面ならびにオンラインでの研修がより充実するよう、本機構はこれからも『教職員の質の向上』に寄与することができるよう活動して参ります。

一般財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構
収支計算書
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
I 事業活動収支の部				
事業活動収入の部				
1 基本財産運用収入	3,000	1,728	1,272	
基本財産運用収入	2,000	1,718	282	
特定財産運用収入	1,000	10	990	
2 会費収入	62,947,200	62,921,750	25,450	
正会員会費収入	2,997,200	2,997,200	0	
賛助会員会費収入	59,950,000	59,924,550	25,450	
3 事業収入	93,052,000	87,236,138	5,815,862	
資質向上事業収入	75,252,000	70,112,000	5,140,000	
幼児教育実践学会収入	3,060,000	3,060,000	0	
全国研究研修担当者会議収入	792,000	792,000	0	
ECEQ@事業収入	3,400,000	3,510,000	△ 110,000	
その他資質向上事業収入	68,000,000	62,750,000	5,250,000	
調査研究事業収入	17,800,000	17,124,138	675,862	
4 補助金収入	18,500,000	18,389,265	110,735	
全日本私立幼稚園PTA連合会助成金収入	18,500,000	18,389,265	110,735	
5 寄付金収入	20,000,000	20,000,000	0	
寄付金収入	20,000,000	20,000,000	0	
6 雑収入	1,151,000	2,001,655	△ 850,655	
受取利息収入	1,000	574	426	
印税等収入	300,000	555,001	△ 255,001	
広告収入	850,000	714,615	135,385	
その他収入	0	731,465	△ 731,465	
事業活動収入計	195,653,200	190,550,536	5,102,664	
事業活動支出の部				
1 事業費	142,150,000	141,891,315	258,685	
資質向上事業支出	18,950,000	19,870,271	△ 920,271	
幼児教育実践学会支出	2,500,000	2,275,606	224,394	
全国研究研修担当者会議支出	1,050,000	970,655	79,345	
ECEQ@事業支出	200,000	58,975	141,025	
その他資質向上事業支出	15,200,000	16,565,035	△ 1,365,035	
調査研究事業支出	18,500,000	17,121,198	1,378,802	
家庭・地域教育力向上事業支出	69,800,000	70,977,413	△ 1,177,413	
情報誌発行支出	69,800,000	70,977,413	△ 1,177,413	
国際交流事業支出	0	0	0	
機関誌発行事業支出(まなびの広場発行事業支出)	4,000,000	4,165,251	△ 165,251	
教員免許更新講習事業支出	200,000	258,540	△ 58,540	
委員会開催事業支出	3,200,000	2,494,178	705,822	
調査広報委員会支出	1,200,000	1,280,640	△ 80,640	
研究研修委員会支出	1,000,000	714,336	285,664	
ECEQ@専門部会支出	500,000	143,441	356,559	
保育環境研究部会支出	500,000	355,761	144,239	
事業関係人件費支出	15,000,000	16,750,698	△ 1,750,698	
事業関係事務費支出	12,500,000	10,253,766	2,246,234	
2 管理費	9,935,000	14,499,581	△ 4,564,581	
総務費支出	3,060,000	2,695,634	364,366	
理事会支出	1,000,000	623,275	376,725	
評議員会支出	200,000	46,834	153,166	
監事会支出	360,000	244,553	115,447	
諸会議費支出	1,500,000	1,780,972	△ 280,972	
人件費支出	3,750,000	4,187,660	△ 437,660	
事務費支出	3,125,000	2,616,287	508,713	
寄付金支出	0	5,000,000	△ 5,000,000	
事業活動支出計	152,085,000	156,390,896	△ 4,305,896	
事業活動収支差額	43,568,200	34,159,640	9,408,560	
II 投資活動収支の部				
投資活動収入の部				
1 基本財産引当資産繰戻収入	5,000,000	5,000,000	0	
2 過年度幼稚園ナビ開発費回収収入	4,320,000	4,320,000	0	
投資活動収入計	9,320,000	9,320,000	0	
投資活動支出の部				
1 特定資産繰入支出	700,000	618,060	81,940	
退職給付引当資産繰入支出	700,000	618,060	81,940	
2 什器備品購入支出	0	525,888	△ 525,888	
投資活動支出計	700,000	1,143,948	△ 443,948	
投資活動収支差額	8,620,000	8,176,052	443,948	
III 予備費支出	50,000	0	50,000	
当期収支差額	52,138,200	42,335,692	9,802,508	
前期繰越収支差額	23,932,816	23,932,816	0	
次期繰越収支差額	76,071,016	66,268,508	9,802,508	

収支計算書に対する注記

- 資金の範囲について
資金の範囲には現金預金、未収入金、前払金、仮払金及び未払金、前受金、仮受金、預り金を含めております。
なお、前期末及び当期末残高は、下記 2 に記載しております。
- 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりです。

科目	期首残高	当期末残高
現金・預金	23,288,840	50,974,620
未収入金	1,484,000	17,224,138
前払金	91,960	95,437
仮払金(※固定資産からの振替分4,320,000円除く)	2,552,000	0
合 計	27,416,800	68,294,195
未払金	411,255	593,632
前受金	1,715,750	1,262,500
仮受金	1,260,000	0
預り金	96,979	169,555
合 計	3,483,984	2,025,687
	23,932,816	66,268,508

- 投資活動収入の部に計上している過年度幼稚園ナビ開発費回収収入は、当年度に全日本私立幼稚園連合会から回収した6,872,000円のうち、支出当初(平成31年3月)に投資活動支出として固定資産処理をしていた幼稚園ナビの開発費4,320,000円分です。

コロナ禍で感じた 「人ならではの」のチカラ

令和2年2月、政府発令による「全国学校の一斉休校」、「緊急事態宣言」等で社会全体が大きく揺らぐ事態になったことは想像もつかなかったことと思います。

県私幼連及び加盟園もコロナ対策に県・市の対応に振り回され、「休園の措置」や「家庭保育協力」で登園がままならない状態となり、県私幼連による研修及び8月開催の四国地区協議会は中止、全日私幼連関連の研修も中止・延期となり、幼稚園・認定こども園においては、今までの生活が一転して自粛・規制の日々を強いられ、不安な日々を過ごしていたことは記憶に新しいことです。

しかし、Society5.0の超スマート社会と言われる中、知恵・工夫をしてZoomオンラインの会議・研修やYou Tube 動画配信の講演により、対面式ではないものの、今まで日常的に不可能だった研修を可能にしました。また、加盟園各園の園内行事も3密防止のために様々な規制はあったものの、職員同士の幾多に亘る協議や保護者の協力により、開催に乗り切ることができました。

令和5年5月8日、新型コロナウイルスが2類から5類に引き下げられ、保育者や保護者はマスクを外し、隠れていた人の表情が溢れるようになり、園庭で遊ぶ子供たち歓声もコロナ禍以前並みに戻ってきました。

まだまだ予断が許されないコロナ禍ではありますが、このコロナ禍の経験でAIでは解決できない、人にしか出来ない解決力を感じたことと思います。これからも予測できない不確定な未来ではありますが、着実に生き延びていく「人ならではの」のチカラで乗り切っていくことを私達は勿論のこと、これからの子供たちに伝え、教え、導いていくことが私達教職員の願いであると思います。

(高知県私立幼稚園連合会副会長、高知市・高須幼稚園／森本嘉一)

「東海北陸地区教育研究大会」

暑い夏がやってきました。一年前、「東海北陸地区教育研究大会」の準備に追われていたのを思い出します。

令和2年度に行う予定であった愛知大会、3年度の長野大会と新型コロナウイルスの蔓延により2度も開催見送りになった東海北陸地区教育研究大会ですが、一年前の令和4年の夏はまだマスクが欠かせない頃だったにもかかわらず、顔を合わせて学び合いたいという熱い思いにより愛知にて開催する運びとなりました。

令和4年7月28日、29日の2日間、名古屋国際会議場で開催された愛知大会、「新しい時代を伸びやかに生きる～社会に開かれた質の高い幼児教育を～」というテーマで、ウェブ参加も含め1871名もの方が一緒に学びを深めました。

1日目には大妻女子大学教授の岡健先生の基調講演、それに続き、岡健先生、田中雅道先生(全日本私立幼稚園連合会会長)をはじめとする幼児教育を牽引する5名の先生方による座談会がありました。それらを通して、新型コロナウイルスの蔓延によりさらに急速に変化している「新しい時代」をどう捉え、向き合い、どのように質の高い幼児教育を実践していくか、さまざまな視点から問題提起やご提案をいただきました。

2日目の分科会では、それらの課題を胸にしながら、お集まりいただいた先生方と膝をつき合わせ、また、コロナ禍で培われた「ウェブ参加」も併用し、より多くの方と学びを共有することができました。

コロナ禍の大会として一番象徴的だったのは、基調講演の岡健先生が名古屋にお越しになることができなかったにも関わらず、オンラインという手段でリアルタイムに講演をしていただけなことです。岡健先生は映像での参加でしたが、なぜか体温が伝わってくるような講演でした。

(豊橋市・認定こども園牛川育英幼稚園／金仙直宏)

編集後記

夏も真っ盛りから、「立秋」「お盆」を過ぎると少しずつ秋への移り変わりを感じてきます。暦上は「立秋」を過ぎると残暑となりますが、まだまだ暑い日が続く、園としては熱中症対策やプール遊びの監視等、子ども達の命を守る為に、通常より注意が必要な時期が続いてまいります。そんな中、日々子どもたちの成長や学び、遊びの機会を支えてくれている、先生達には感謝とともに、子ども達だけではなく、先生自身も熱中症にならないよう注意していただきたいと感じる次第です。

9月になると新学期が始まり、長い2学期の中では、運動会や様々な行事や発表会が行われると思います。コロナ禍から、生活環境や園でのイベントも大きく変わり、運動会も午前中のみでの開催や、主体的な保育の観点から行わない園さんも増えていると耳にします。子どもたちの未来の為に、今我々はどうのように関わっていくべきかを常に考えていきたいと感じることばかりです。

(広報委員・青柳貴也)

今後の主な会合予定

◎地区教研大会

北海道地区	8月1日	北海道・札幌市
東北地区	10月20日・21日	福島県・郡山市
関東・神奈川地区	8月9日・10日	群馬県・高崎市
中国地区	8月21日・22日	鳥取県・鳥取市
四国地区	8月3日・4日	香川県・高松市
九州地区	8月3日・4日	大分県・大分市
全国大会	10月23・24日	山形県・山形市

※会合の日程は変更になる場合がございます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準じた指導計画

月刊 保育とカリキュラム

毎月2日 発売



ひかりのくに株式会社

本社/〒543-0001 大阪市天王寺区上本町3-2-14 TEL.06-6768-1151代表
支社/〒175-0082 東京都板橋区高島平6-1-1 TEL.03-3979-3111代表